

## 「大分市一般廃棄物処理基本計画」の改定について

今回改定しようとする「大分市一般廃棄物処理基本計画」は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」からなります。

現行の「ごみ処理基本計画」は、策定後5年が経過したこと、また、「生活排水処理基本計画」は「ごみ処理基本計画」の目標年次と整合性を図るため、「大分市一般廃棄物処理基本計画」として一体化し改定を行うものです。

### 1. 計画の位置付け

本計画は、本市における一般廃棄物処理の最上位計画であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項（市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない）及び「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づいて策定するものであり、大分市総合計画及び大分市環境基本計画に定めている基本計画のうち、一般廃棄物処理の基本理念や基本方針をさらに具体化するための施策を表すものです。

### 2. 計画の目標期間

ごみ処理基本計画

平成20年度

平成25年度

平成29年度

生活排水処理基本計画

平成23年度

平成27年度

平成29年度

### 3. 今後の改定スケジュール

12月3日から12月28日の間、パブリックコメントの実施

平成24年度中に「大分市清掃事業審議会」から答申をいただいた後、「大分市一般廃棄物処理基本計画」を改定

# 大分市一般廃棄物処理基本計画改定素案の概要

## ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の現状における課題

- (1) ごみ減量・リサイクル推進施策
- (2) ごみの収集運搬体制の適正化
- (3) ごみ処理施設の安定かつ適正な運営
- (4) 各種リサイクル法への対応
- (5) その他組織等

### 2 基本理念

社会全体の協働作業で環境への負荷を最小限にする循環型社会を構築する。

### 3 基本目標

- (1) 一人ひとりが限りある資源を大切にすることをもち、ごみの発生が少ないまち
- (2) 社会全体でごみ処理に取り組み、リサイクルの進んだまち
- (3) 環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれているまち

### 4 ごみ処理の数値目標

- (1) 排出抑制の数値目標  
平成18年度のごみ排出量に比べ平成29年度で35%以上の削減を目標とします。
- (2) リサイクル率の数値目標  
リサイクル率を平成18年度18.4%から平成29年度40%に引き上げることを目標とします。
- (3) 最終処分率の数値目標  
最終処分率を平成18年度の20.7%から平成29年度3%以下に引き下げることを目標とします。

### 5 重点施策(ごみの処理計画)

- (1) 排出抑制計画  
市民によるごみの発生と排出の抑制・減量化の推進  
事業者によるごみの発生と排出の抑制・減量化の推進  
再使用・再生品の利用促進  
ごみ処理費用の適正負担  
環境教育・学習の充実
- (2) 再資源化計画  
家庭ごみのリサイクルの推進  
事業系ごみのリサイクルの推進  
リサイクル施策の整備  
リサイクルシステムの整備  
各種リサイクル法への対応
- (3) 収集運搬計画  
排出マナーの向上と収集運搬許可業者への指導の強化  
市民ニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備
- (4) 中間処理・最終処分計画  
安定した中間処理体制の確保  
再資源化処理の推進  
最終処分場の延命化
- (5) その他関連計画  
不適正処理防止対策の推進  
産業廃棄物の適正処理の推進  
危機管理体制の確立  
広域処理体制の確立  
基本計画の推進体制の確立  
拡大生産者責任体制の確立  
日本一きれいなまちづくりの推進

# 大分市一般廃棄物処理基本計画改定素案の概要

## 生活排水処理基本計画

### 1 理念・目標

生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動等を通じて各家庭からの発生源対策をより一層充実させることにより、公共用水域等の水質環境の更なる向上と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

### 2 施設整備の基本方針

- (1) 公共下水道については、市街化区域を中心に、より投資効果の高い地域から順に整備を進めます。
- (2) 合併処理浄化槽については、公共下水道等の未整備区域において普及促進を図ります。
- (3) し尿処理施設については、改良・整備により長寿命化を図るとともに適正な運転を行います。

### 3 生活排水処理計画

投資効果の高い地域から順に公共下水道を整備し、公共下水道の未整備区域においては合併処理浄化槽を整備することにより、生活排水処理の一層の推進を図ります。

### 4 し尿・汚泥の処理計画

#### (1) 収集運搬計画

公共下水道の普及に伴うし尿・浄化槽汚泥の収集量の変化を勘案したうえで、効率的な収集体制の整備に努めることとします。

#### (2) 中間処理計画

効率的な処理体制の確立に努めるとともに、変動するし尿・浄化槽汚泥量に対応した適正な中間処理設備の整備を推進します。

### 5 その他

#### 広報・啓発活動

市民意識の向上を図るための取組み

- ・各種説明会・講習会での広報活動
- ・下水道の日・浄化槽の日キャンペーン・環境展等での街頭啓発活動
- ・学校教育における環境教育の実施

家庭における発生源対策の推進

- ・三角コーナネット、拭取紙等の排出抑制用品の普及
- ・無リン洗剤、せっけんの使用啓発

その他の取組み

- ・公共下水道や農業集落排水整備地区において接続の促進
- ・単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換の周知・啓発
- ・浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)の徹底の周知・啓発